

空家移住定住促進補助制度の新設について

概 要	自らが居住するために空家を購入し、改修工事（リフォーム）を実施する場合、改修工事費の一部を補助する。
目 的	市内の空家の流通・利活用を促進することで市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進するとともに、市内への移住・定住を促進する。
補助対象者	次のいずれかに該当する者 ・市内転居型（定住）：市内の賃貸住宅等に居住しており、自らが居住するために空家を購入して改修工事を実施する者 ・市外転入型（移住）：市外に居住しており、自らが居住するために空家を購入して改修工事を実施する者
補助要件	次のいずれも満たすこと ○空家になってから1年以上経過していること ○昭和56年6月1日以降に建築されたもの（築22年以上経過しているものに限る。）又は昭和56年5月31日以前に建築された住宅にあっては、地震に対して安全な構造であると市長が認めるものこと
補助対象経費	改修工事に係る費用
補助額	補助対象経費の3分の1（上限20万円）
備 考	○市内に住宅を購入することで、申請者世帯の移住・定住につながり、人口増・税収増が見込まれる。 ○市内不動産事業者等の活性化につながる。

